

福岡市保健福祉総合計画策定に向けたワークショップ開催支援業務委託 提案競技募集要項

1 件名

福岡市保健福祉総合計画策定に向けたワークショップ開催支援業務委託

2 業務概要

福岡市では、保健・医療・福祉など様々な分野の各計画を横断的につなぐ基本理念と、取り組む施策の方向性を明らかにする保健福祉行政のマスタープランとして「保健福祉総合計画」を策定しています。

現行計画の計画期間（令和3～8年度）の後、令和9年度以降も効果的な保健・医療・福祉に関する施策を総合的、計画的に推進するため、次期計画策定に向けた検討を行う予定です。

次期計画策定にあたり、誰もが認め合い、支え合い、住み慣れた地域で自分らしく暮らすことができる地域共生社会の実現に向けて、様々な世代の市民が複合化・複雑化している地域課題に関心を持ち、自分ごととして考えるきっかけとなるよう、ワークショップを実施します。

本業務は、ワークショップの企画や運営等の開催支援を委託するものです。

3 履行期間

契約締結日から令和7年12月26日まで

4 総事業費

上限額 1,920千円（消費税及び地方消費税含む）

5 委託内容

別紙「福岡市保健福祉総合計画策定に向けたワークショップ開催支援業務委託仕様書」（以下、「仕様書」という。）のとおり

6 提案内容

「事業提案書」により企画提案してください。なお、1事業者1提案とし、1事業者から複数の提案はできません。

また、複数の事業者が共同企業体（以下、「JV」という。）として参加する場合は、構成員のすべてがその他のJVの構成員及び提案者になることはできません。

様式は任意とし、A4（縦向き）、10枚以内（表紙を除く）で分かりやすく作成してください。事業提案書には、以下の項目を必ず記載してください。

（1）仕様書5（1）について、ワークショップの企画・運営のイメージ

ワークショップ運営のプログラムのイメージ、及びファシリテーターの選定方法を記載してください。

なお、運営プログラムについては、幅広い年齢層が参加しやすい工夫や、ワークショップの中で参加者が意見を出しやすい工夫も併せて記載してください。

（2）仕様書5（1）について、全体業務スケジュール

業務開始から実施報告書提出までの一連のスケジュールを記載してください。

（3）仕様書5（2）①について、広報の工夫

幅広い年齢層が参加を希望する広報の方法の工夫を記載してください。

（4）仕様書5（3）③について、アンケート実施にあたっての回答方法の工夫

幅広い年齢層や障がいのある方など、参加者の特性に配慮した回答方法の工夫を記載してく

ださい。

(5) 受託実績

受託実績について、当該事業と同種又は類似業務の実績があれば、記載してください。

7 特記事項

- (1) 検討にあたっては、福岡市の web サイト上で公開している、福岡市保健福祉総合計画の内容を十分に把握した上で、事業提案を行ってください。

【福岡市保健福祉総合計画総合計画】(福岡市ホームページ内)

<https://www.city.fukuoka.lg.jp/fukushi/keikaku/shisei/hokenfukusisougoukeikakuR3-R8sakutei.html>

- (2) 本業務によって得られた成果物及び本委託の履行過程で得られたデータ等の著作権は福岡市に帰属します。受託者は成果物等について、第三者の著作権その他の諸権利を侵害するものではないことを保証し、万一第三者の権利を侵害していた場合に生じる問題の一切の責任は受託者が負うものとします。

8 参加資格

次の各号に掲げる資格を有する者でなければこの提案競技に参加することはできません。なお、JVとして参加する場合は、JVのすべての構成員が参加資格を有している必要があります。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4に該当する者でないこと。
(2) この提案競技の公示日から最優秀提案者決定の日(最優秀提案者がなかったときは、この提案競技の終了を宣言した日)までの間に、福岡市から福岡市競争入札参加停止等措置要領(以下「措置要領」という。)に基づく競争入札参加停止の措置又は排除措置を受けている期間がある者でないこと。

※措置要領が掲示されているホームページアドレス

https://www.city.fukuoka.lg.jp/zaisei/keiyaku_kanri/keiyaku_hp/law_index.html

- (3) この提案競技の公示日から最優秀提案者決定の日(最優秀提案者がなかったときは、この提案競技の終了を宣言した日)までの間に、措置要領別表第1、第2及び第3の各号に規定する措置要件に該当しない者であること。
(4) 市町村税、消費税及び地方消費税に係る徴収金を滞納していない者であること。
(5) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者(更生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。)、民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者(再生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。)、破産法に基づく破産手続開始の申立てがなされている者又は会社法に基づく特別清算開始の申立てがなされている者、手形交換所による取引停止処分を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
(6) 福岡市暴力団排除条例に定める暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

※最優秀提案者に選出された場合であっても契約締結までの間に、措置要領別表第1、第2及び第3の各号に規定する措置要件に該当した場合又は本市に提出した書類又は電子ファイルに虚偽の記載をし、若しくは重要な事実について記載をしなかったことが判明した場合は、契約の相手方としないことがあります。

9 スケジュール

- | | |
|-------------|----------------------|
| (1) 募集開始 | 令和7年 6月 2日(月) |
| (2) 質疑書提出締切 | 令和7年 6月 9日(月) 17時必着 |
| (3) 参加申込締切 | 令和7年 6月 23日(月) 17時必着 |

(4) 提案書等提出締切	令和7年 6月27日(金) 17時必着
(5) プレゼンテーション等実施日	令和7年 7月 3日(木)【予定】
(6) 最優秀提案者決定	令和7年 7月 4日(金)【予定】
(7) 契約締結	令和7年 7月 7日(月)【予定】

10 質疑

提案を行うにあたり、疑義が生じた場合は、質疑書（様式1）に記載の上、ご提出ください。

(1) 提出方法

令和7年6月9日（月）17時までに「18 問い合わせ・提出先」へ電子メールでご提出ください。

※メールの件名は「【提案競技質問】御社名」としてください。

(2) 回答

質問に対する回答は、令和7年6月 13日（金）までに、福岡市ホームページに提示します。

(3) 掲載場所

HOME > 創業・産業・ビジネス > 入札・契約・公募 > 各所管課が公募する競争入札、提案競技等

11 提案競技参加申込

本提案競技に参加する事業者は、応募資格確認及びプレゼンテーション等の時間・場所を設定するため、下記のとおり参加申込を行ってください。

(1) 提出書類（各1部）

以下の書類のうち、③～⑥については、提出日前3か月以内に発行された原本を提出してください。

なお、「福岡市・水道局・交通局競争入札有資格者名簿」又は「福岡市・水道局・交通局特定調達契約等に係る競争入札有資格者名簿」に登録されている者であり、当該登録の有効期間内にこの提案募集の公示日又は提案競技参加申請期限日が含まれている者にあつては、②～⑩の提出を免除します。

①提案競技参加申込書（様式2-1）

②会社概要（様式任意、パンフレット等も可）

③登記事項証明書（法人の場合）

※法務局発行の現在事項全部証明書を提出してください（履歴事項全部証明書でも可）。

④身分証明書及び登記されていないことの証明書（個人の場合）

※本籍地の市区町村発行の身分証明書（市区町村によっては「身元証明書」という名称で取り扱っているところもある。）を提出してください。なお、身分証明書とは、後見登記、破産等の通知を受けていないことを証明するものです。

※法務局又は地方法務局発行の登記されていないことの証明書を提出してください。なお、登記されていないことの証明書とは、成年被後見人、被保佐人等の登記がなされていないことを証明するものです。

※身分証明書と登記されていないことの証明書は、両方提出が必要です。

⑤福岡市税に係る徴収金に滞納がないことの証明

（福岡市内に事業所が無い場合は、本社所在地の市区町村が発行する証明）

⑥消費税及び地方消費税に係る徴収金に滞納が無いことの証明

⑦委任状（様式2-2）

※この提案競技の案件に係る本市との取引を代理人（支店長、営業所長等）に行わせる場合、提出してください。

⑧誓約書（様式2-3）

⑨役員名簿（様式2-4）

※代表者及び役員（委任状を提出する場合は代理人（支店長、営業所長等）を含む。）の、氏名、フリガナ、生年月日、性別を記入してください。

※この情報は、福岡市の事務事業から暴力団を排除するために、福岡県警察本部へ照会することと使用します。

※役員とは、株式会社、有限会社の取締役、合名会社の社員、合資会社の無限責任社員、公益法人、協同組合、協業組合の理事をいいます。（監査役、監事、事務局長は含まない。）

⑩直近の決算2年分の財務諸表の写し

※法人の場合は、直近決算2年分の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書の写しを提出してください。

※個人の場合は、様式2-5をもとに作成のうえ提出してください。

※JVとして参加する場合は、代表事業者を決定してください。

※JVとして参加する場合は、②～⑩をすべての構成員が提出してください。

（2）提出方法

令和7年6月23日（月）17時までに、持参または郵送（必着）してください。

※締切以降の提出は一切受付しませんので、ご注意ください。

12 事業提案書等の提出

全ての書類について、提案事業者名がわからないようにした上で、6月24日（火）以降にこちらからお伝えする各企業を識別するための記号を記載してください。

（1）提出書類

下記①～②を一つにまとめて提出してください。

①事業提案書

・A4サイズ（縦向き）、10枚以内（表紙を除く）、片面印刷としてください。

②見積書

・A4サイズ、積算内訳まで記載してください。

・事業者名、押印なしとしてください。

※「4 総事業費」に記載された額を超える提案はできません。

（2）提出部数

9部（正本1部、副本8部）

※見積書については、この9部とは別に、事業者名を記載し、代表者印を押印したものを1部提出してください。

※当該事業と同種又は類似業務の実績があれば、同種又は類似業務の実績表（様式3）を1部提出してください。

（3）提出方法

令和7年6月27日（金）17時までに、持参または郵送（必着）してください。

※締切以降の提出は一切受付しませんので、ご注意ください。

（4）参加の辞退

提案参加申込書を提出した後で、参加を辞退する場合は、提案競技参加辞退届（様式4）を提出してください。提出先・提出期限は上記のとおりです。

13 プレゼンテーション

事業提案書等の提出のあった事業者を対象に、以下のとおりプレゼンテーション（提案内容の説明及びヒアリング）を行います。本提案競技に参加する事業者は、必ず出席してください。出席さ

れない場合は、失格となります。

なお、プレゼンテーションは契約を締結した場合に当該事業を主に担当する方が行ってください。

(1) 実施日 令和7年7月3日(木)(予定)

※集合時間は、事業者ごとに別途通知します。

(2) 場 所 福岡市役所内会議室(福岡市中央区天神1丁目8-1)(予定)

(3) 方 法 各参加者によるプレゼンテーション15分、ヒアリング10分(予定)

提出した事業提案書のみを使用することとし、追加資料やノートPC等を使用した説明は不可とします。

※参加者が1団体の場合でも、プレゼンテーションを行います。

(4) その他 出席者は、1事業者又は1JVあたり3名以内とします。

14 審査及び事業者の決定

(1) 審査方法・審査基準

福岡市が設置する選定委員会において事業提案の内容等を総合的に審議し、事業実施に最もふさわしい事業者を決定します。参加者が1団体の場合でも、審査を行います。なお、最優秀提案者は評価の合計点が6割(60.0点)以上であることを要件とします。

審査に付する事項及び配点は、別紙「評価表」を参照してください。

(2) 審査結果の通知・公表

最終審査結果については、プレゼンテーション参加者に文書で発送するとともに、福岡市のホームページにおいて公表します。

※審査結果の通知後に、資金事情の悪化等により業務の履行が確実でないと認められるとき、また著しく社会的信用を損なう等、業務受託者として不適切と認められる事情が生じたときは、決定を取り消すことがあります。

15 提出書類の取り扱い

(1) 事業提案書の提出後においては、記載された内容の変更・追加は認めません。ただし、明らかな誤字・脱字等の場合は、この限りではありません。

(2) 提出された書類は、一切返却しません。なお、提出された書類は、契約に至った場合に活用するほか、業者選定以外の目的で提案者に無断で使用することはありません。

(3) 提出された事業提案書は、業者選定の事務に限り複写(出力含む)する場合があります。

(4) 採用された提案は、福岡市との協議の上、内容の変更を求めることがあります。

16 失格要件

この要項の条件を満たさない提案を行った場合や提出書類に虚偽の申請があった場合、選定委員等に対する不正な行為が認められた場合、または事業推進に必要な手続きを行わない場合は、失格とすることがあります。

17 契約

(1) 選定委員会において事業実施に最もふさわしい事業者を決定した場合、速やかに契約に関する協議を行い、業務委託契約を締結します。

(2) (1)の契約締結に至らなかった場合は、次点の事業者と契約に関する協議を行い、業務委託契約を締結することがあります。

(3) 契約にあたって、選定事業者は契約締結日までに契約保証金(契約金額の10%以上)を福岡市に納付しなければならない場合があります。

18 問い合わせ・提出先

福岡市福祉局総務企画部政策推進課（計画・調整係） 担当：田木、高橋

住 所 〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8-1

TEL 092-711-4812

FAX 092-733-5587

E-Mail seisaku.PWB@city.fukuoka.lg.jp

19 その他留意事項

- （１）提案にかかる費用は、参加者が負担するものとします。
- （２）提出された事業提案書の内容は、契約を締結した際に提案者が責任を持って必ず履行できる内容としてください。
- （３）審査結果に関する質問には、一切回答しません。
- （４）この委託業務の全部を第三者に再委託することは禁止します。
- （５）本資料（添付資料含む）は、提案競技に参加するためのみ使用できるものとし、ほかの目的のために使用することを禁止します。

20 様式

- ・様式1 質疑書
- ・様式2-1 提案競技参加申込書
- ・様式2-2 委任状
- ・様式2-3 誓約書
- ・様式2-4 役員名簿
- ・様式2-5 財務諸表（個人用）
- ・様式3 同種または類似業務の実績表
- ・様式4 提案競技参加辞退届